

改正後					改正前				
＜現行 どおり＞	＜現行ど おり＞	＜現行どお り＞	＜現行 どおり＞	国県の補 助金交付 期間	＜省略 ＞	＜省略＞	＜省略＞	＜省略 ＞	国県の補 助金交付 期間
		＜現行どお り＞					＜省略＞		
	＜現行ど おり＞	＜現行どお り＞	令和5年 度限りと する	＜省略＞		＜省略＞	令和4年 度限りと する		
別記様式第1号～別記様式第2号　＜現行どおり＞					別記様式第1号～別記様式第2号　＜省略＞				

付 則

この要綱は、令和6年3月29日から施行し、改正後の草津市単独土地改良対策事業補助金交付要綱は、令和5年度以降の補助金について適用する。

(令和6年3月29日揭示済み)

草津市告示第71号

公印の新調および廃止について

公印を新調し、および廃止するので、草津市公印規則（昭和52年草津市規則第35号）第7条第2項の規定に基づき告示する。

令和6年3月29日

草津市長 橋 川 渉

1 新調印

(1) 草津市環境経済部専門理事之印



用 途 草津市環境経済部専門理事名をもって発する文書用

開始日 令和6年4月1日

(2) 草津市子ども未来部理事之印



用 途 草津市子ども未来部理事名をもって発する文書用

開始日 令和6年4月1日

(3) 草津市こども家庭センター長之印



用 途 草津市こども家庭センター長名をもって発する文書用

開始日 令和6年4月1日

(4) 草津市建設部専門理事之印



用 途 草津市建設部専門理事名をもって発する
文書用

開始日 令和 6 年 4 月 1 日

(5) 草津市市営住宅課長之印



用 途 草津市市営住宅課長名をもって発する文
書用

開始日 令和 6 年 4 月 1 日

2 廃止印

(1) 草津市建設部理事之印



廃止日 令和 6 年 3 月 3 1 日

(令和 6 年 3 月 29 日 掲 示 済 み)

草津市告示第 7 2 号

草津市企業誘致推進委員会設置要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和 6 年 3 月 2 9 日

草津市長 橋 川 渉

草津市企業誘致推進委員会設置要綱の一部を改正する要綱

草津市企業誘致推進委員会設置要綱（平成 2 8 年草津市告示第 1 8 8 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
第 1 条～第 2 条 <現行どおり> (組織および職務)	第 1 条～第 2 条 <省略> (組織および職務)
第 3 条 <現行どおり>	第 3 条 <省略>
2～3 <現行どおり>	2～3 <省略>
4 副会長は、環境経済部長をもって充てる。	4 副会長は、 <u>他の副市長</u> をもって充てる。
5～6 <現行どおり>	5～6 <省略>
第 4 条～第 9 条 <現行どおり> 別表	第 4 条～第 9 条 <省略> 別表

改正後	改正前									
<table><tr><td>委員</td></tr><tr><td>＜改正前を削る＞</td></tr><tr><td>副市長</td></tr><tr><td>＜現行どおり＞</td></tr></table>	委員	＜改正前を削る＞	副市長	＜現行どおり＞	<table><tr><td>委員</td></tr><tr><td><u>草津市副市長の事務分担等に関する規則（平成28年草津市規則第52号。以下「規則」という。）</u></td></tr><tr><td><u>第2条第1号に掲げる副市長</u></td></tr><tr><td>規則第2条第2号に掲げる副市長</td></tr><tr><td>＜省略＞</td></tr></table>	委員	<u>草津市副市長の事務分担等に関する規則（平成28年草津市規則第52号。以下「規則」という。）</u>	<u>第2条第1号に掲げる副市長</u>	規則第2条第2号に掲げる副市長	＜省略＞
委員										
＜改正前を削る＞										
副市長										
＜現行どおり＞										
委員										
<u>草津市副市長の事務分担等に関する規則（平成28年草津市規則第52号。以下「規則」という。）</u>										
<u>第2条第1号に掲げる副市長</u>										
規則第2条第2号に掲げる副市長										
＜省略＞										

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

（令和6年3月29日揭示済み）

草津市告示第73号

草津市肥料価格高騰対策事業補助金交付要綱を次のとおり制定する。

令和6年3月29日

草津市長 橋 川 渉

草津市肥料価格高騰対策事業補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、原料の多くを海外に依存している肥料について、価格高騰による農業経営への影響を緩和するため、肥料価格高騰対策事業実施要領（令和3年12月20日付け3農産第2156号農林水産省農産局長通知。以下「実施要領」という。）に基づき、化学肥料の使用量の2割低減に向けて取り組む農業者に対し、実施要領第3に定める農業者の組織する団体等（以下「取組実施者」という。）を通じて、予算の範囲内において草津市肥料価格高騰対策事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、草津市補助金等交付規則（昭和59年草津市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（補助対象者および補助率等）

第2条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）、事業の経費および補助率は、別表に定めるところによる。

（交付申請）

第3条 補助対象者は、補助金の交付を受ける場合には、

草津市肥料価格高騰対策事業同意書（別記様式）を市長に提出しなければならない。

2 取組実施者は、規則第3条に規定する補助金等交付申請書に、次に掲げる書類を添付するものとする。

（1）肥料価格高騰対策事業参加農業者名簿（滋賀県農業再生協議会肥料価格高騰対策事業業務方法書（令和4年9月7日制定。以下「業務方法書」という。）様式第1—2号）

（2）肥料価格高騰対策事業採択通知書（業務方法書様式第3号）の写し

（3）その他市長が必要と認める書類

（実績報告）

第4条 規則第13条に規定する実績報告は、前条の書類の提出によってなされたものとみなす。

（補助金の額の確定）

第5条 規則第14条に規定する補助金の額の確定は、規則第6条に規定する補助金の交付の決定通知によってなされたものとみなす。

（補助金の交付）

第6条 取組実施者は、入金を確認したときは、補助対象者に当該補助金を交付しなければならない。

（書類の整備）

第7条 市長および取組実施者は、本事業にかかる収入および支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入および支出についての証拠書類を整理するとともに、これらの帳簿および証拠書類について、本事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存するものとする。

2 取組実施者は、補助金の請求の基礎となった関係書

類および実施要領別記1第2の1の取組を実施したことが確認できる書類を作成または収集し、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管するとともに、市長から求めがあった場合には、その書類またはその書類の写しを提出しなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年3月29日から施行し、令和5年度の補助金から適用する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第7条の規定については、この要綱の失効にかかわらず、同日後もなおその効力を有する。

別表(第2条関係)

補助対象者	事業の経費および補助率
事業実施年度に販売実績のある市内農業者のうち、実施要領別記1および業務方法書第2条第2項に基づいて交付する支援金(以下「国および県の支援金」という。)の交付を受ける者	国および県の支援金の9分の1とする。ただし、実施要領別記1第2の2の(2)の当年の肥料費は、令和4年11月から令和5年5月に購入(注文)した肥料費とする。

別記

様式(第3条第1項関係)

草津市肥料価格高騰対策事業同意書

令和 年 月 日

草津市長 宛

住所
氏名

草津市肥料価格高騰対策事業について、草津市肥料価格高騰対策事業補助金交付要綱第3条第1項の規定により、補助金の交付を受けることに同意します。
なお、補助金の交付に際して、次の内容について承諾します。

- 1 本申請のために、取組実施者から草津市長へ国および県の支援金の取組内容について情報を提供すること。
- 2 補助金の額は、国および県の支援金の9分の1(肥料費上昇分の10分の1)の額以内で、予算の範囲内の額とすること。
- 3 補助対象となる経費は、令和4年11月から令和5年5月に購入(注文)した肥料費(令和5年春肥として使用したもの)であること。
- 4 補助金の支払い口座は、国および県の支援金の支払い口座と同一とすること。

(令和6年3月29日揭示済み)

草津市告示第75号

子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第58条の6に定める特定子ども・子育て支援施設等としての確認の辞退の届出があったことから、同法第58条の11第2号の規定により告示する。

令和6年3月29日

草津市長 橋 川 渉

辞退の届出があった施設 別紙のとおり

特定子ども・子育て支援 提供者の名称	特定子ども・子育て支援を 提供する施設等の名称	郵便番号	住所	子ども・子育て支援施設等の種類						確認を行った年月日	預かり保育事業 (③)の利用時 における、認可 外保育施設等 (②④⑤⑥)と の併用可否(※ 欄外参照)	備考
				未移行 幼稚園 ①	認可外 保育施設 ②	預かり 保育事業 ③	一時預か り事業 ④	病児保 育事業 ⑤	子育て援助 活動支援事 業(ファミ リート・サポ ーター) ⑥			
1	学校法人草津仏教同心会 草津幼稚園	525-0034	草津二丁目13-24	(辞退)	—	○	—	—	—	令和5年9月26日(①未移 行、③預かり) 令和6年3月31日(①未移行 辞退)	併用可	
14	株式会社マナンアップ	525-0059	野路一丁目4-16 MNK-3 1F	—	(辞退)	—	—	—	—	令和5年9月26日 令和6年2月28日(辞退)	—	令和6年2月29日で事業廃止
59	株式会社成基	525-0059	野路八丁目16-11	—	—	—	(辞退)	—	—	令和2年3月30日 令和6年3月31日(辞退)	—	令和6年3月31日で事業廃止

※「併用不可」：当該施設においては、預かり保育事業を平日8時から午後8時まで実施されているため、預かり保育の保育料のみが無償化の対象となります。
「併用可」：当該施設においては、預かり保育事業が平日8時から午後8時まで実施されているため、預かり保育の利用に加え、認可外保育施設等(②④⑤⑥)を利用される場合も保育料が上限額の範囲内で無償化の対象となります。

草津市告示第76号

草津市重度心身障害老人等福祉助成費助成要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和6年3月29日

草津市長 橋 川 渉

草津市重度心身障害老人等福祉助成費助成要綱の一部を改正する要綱

草津市重度心身障害老人等福祉助成費助成要綱（昭和58年草津市告示第11号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
草津市障害老人等福祉助成費助成要綱 （趣旨） 第1条 この要綱は、<u>障害</u>の状態にある老人等が、医療等を受け、一部負担金を負担することとなる場合において、市長がこれらの者に対して福祉施策として福祉助成費を助成することについて、必要な事項を定めるものとする。 （助成対象者） 第2条 <現行どおり> （1）<現行どおり> ア～ウ <現行どおり> エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者であつて、障害の程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に定める1級に該当するもの （2）<現行どおり> 2 前項の規定にかかわらず、<u>障害老人</u>（前項第1号に該当する者をいう。以下同じ。）のうち、本市の区域内に所在する条例第2条第9号に規定する障害者支援施設等に入所したことにより、滋賀県内の他の市町から本市の区域内に住所を変更したと認められる者（次の各号のいずれかに該当する者を除く。）であつて、<u>当該障害老人</u>または<u>当該障害老人</u>の扶養義務者等（配偶者または民法（明治29年法律89号）第877条第1項に定める扶養義務者のうち主として<u>当該障害老人</u>の生計を維持するものをいう。以下同じ。）の前年の所得（1月から7月までの間に受けた医療に係る福祉医療費については、前々年の所得とする。）が規則で定める額を超えないものは、助成対象者としな	草津市<u>重度心身障害老人等</u>福祉助成費助成要綱 （趣旨） 第1条 この要綱は、<u>重度の心身障害</u>の状態にある老人等が、医療等を受け、一部負担金を負担することとなる場合において、市長がこれらの者に対して福祉施策として福祉助成費を助成することについて、必要な事項を定めるものとする。 （助成対象者） 第2条 <省略> （1）<省略> ア～ウ <省略> <改正後に新設> （2）<省略> 2 前項の規定にかかわらず、<u>重度心身障害老人</u>（前項第1号に該当する者をいう。以下同じ。）のうち、本市の区域内に所在する条例第2条第9号に規定する障害者支援施設等に入所したことにより、滋賀県内の他の市町から本市の区域内に住所を変更したと認められる者（次の各号のいずれかに該当する者を除く。）であつて、<u>当該重度心身障害老人</u>または<u>当該重度心身障害老人</u>の扶養義務者等（配偶者または民法（明治29年法律89号）第877条第1項に定める扶養義務者のうち主として<u>当該重度心身障害老人</u>の生計を維持するものをいう。以下同じ。）の前年の所得（1月から7月までの間に受けた医療に係る福祉医療費については、前々年の所得とする。）が規則で定める額を超えないものは、助成対象者としな

改正後	改正前
(1) 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者で、身体障害者福祉法施行規則別表第5号に定める障害の程度が3級に該当するもの（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第1項に規定する児童相談所または知的障害者福祉法第12条に規定する知的障害者更生相談所において、知的障害の程度が中度と判定された者および精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者であって、障害の程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に定める2級に該当するものを除く。） (2) <現行どおり> (3) 児童福祉法第12条第1項に規定する児童相談所または知的障害者福祉法第12条に規定する知的障害者更生相談所において、知的障害の程度が中度（身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者で、身体障害者福祉法施行規則別表第5号に定める障害の程度が3級に該当するものおよび精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者であって、障害の程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に定める2級に該当するものを除く。）または軽度と判定された者 (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者であって、障害の程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に定める1級に該当するもの（住所地特例） 第2条の2 次に掲げる障害老人（前条第2項第1号から第4号までのいずれかに該当する者を除く。）であつて、当該障害老人または当該障害老人の扶養義務者等の前年の所得（1月から7月までの間に受けた医療に係る福祉医療費については、前々年の所得とする。）が規則で定める額を超えないものは、前条に規定する助成対象者とみなす。 (1) 他の市町村の区域内に所在する障害者支援施設等に入所したことにより、本市から当該他の市町村の区域内に住所を変更したと認められる障害老人（当該障害老人が継続して2以上の障害者支援	(1) 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者で、身体障害者福祉法施行規則別表第5号に定める障害の程度が3級に該当するもの（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第1項に規定する児童相談所または知的障害者福祉法第12条に規定する知的障害者更生相談所において、知的障害の程度が中度と判定された者を除く。） (2) <省略> (3) 児童福祉法第12条第1項に規定する児童相談所または知的障害者福祉法第12条に規定する知的障害者更生相談所において、知的障害の程度が中度（身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者で、身体障害者福祉法施行規則別表第5号に定める障害の程度が3級に該当するものを除く。）または軽度と判定された者 <改正後に新設> （住所地特例） 第2条の2 次に掲げる重度心身障害老人（前条第2項第1号から第3号までのいずれかに該当する者を除く。）であつて、当該重度心身障害老人または当該重度心身障害老人の扶養義務者等の前年の所得（1月から7月までの間に受けた医療に係る福祉医療費については、前々年の所得とする。）が規則で定める額を超えないものは、前条に規定する助成対象者とみなす。 (1) 他の市町村の区域内に所在する障害者支援施設等に入所したことにより、本市から当該他の市町村の区域内に住所を変更したと認められる重度心身障害老人（当該重度心身障害老人が継続して2

改正後	改正前
施設等に入所している場合にあつては、最初に入所した障害者支援施設等への入所前に本市の区域内に住所を有していたと認められるときに限る。)。ただし、<u>当該障害老人</u>に扶養義務者等がある場合にあつては、当該扶養義務者等が本市の区域内に住所を有するときに限る。 (2) 滋賀県内の他の市町の区域内に所在する障害者支援施設等に入所する<u>障害老人</u>の扶養義務者等が本市の区域内に住所を変更したと認められる場合の<u>当該障害老人</u> 第2条の3～第3条 <現行どおり> (助成券の交付) 第4条 福祉助成費の助成を受けようとする者は、草津市<u>障害老人等</u>福祉助成券交付申請書(別記様式第1号)を市長に提出するものとする。 (助成券) 第5条 市長は、助成対象者から申請があった場合、福祉助成費の助成を受けることができる<u>障害老人等</u>福祉助成券(別記様式第2号。以下「助成券」という。)を交付するものとする。 第6条～第7条 <現行どおり> (助成方法の特例) 第8条 第6条および前条に定める助成の方法により難しい場合において、福祉助成費の助成を受けようとする者は、草津市<u>障害老人等</u>福祉助成費助成申請書(別記様式第3号)を市長に提出することにより助成を受けることができる。 第9条～第11条 <現行どおり> 別表第1～別表第2 <現行どおり> 別記様式第1号(第4条関係) (別添1-1のとおり) 別記様式第2号(第5条関係) (別添2-1のとおり) 別記様式第3号(第8条関係) (別添3-1のとおり)	以上の障害者支援施設等に入所している場合にあつては、最初に入所した障害者支援施設等への入所前に本市の区域内に住所を有していたと認められるときに限る。)。ただし、<u>当該重度心身障害老人</u>に扶養義務者等がある場合にあつては、当該扶養義務者等が本市の区域内に住所を有するときに限る。 (2) 滋賀県内の他の市町の区域内に所在する障害者支援施設等に入所する<u>重度心身障害老人</u>の扶養義務者等が本市の区域内に住所を変更したと認められる場合の<u>当該重度心身障害老人</u> 第2条の3～第3条 <省略> (助成券の交付) 第4条 福祉助成費の助成を受けようとする者は、草津市<u>重度心身障害老人等</u>福祉助成券交付申請書(別記様式第1号)を市長に提出するものとする。 (助成券) 第5条 市長は、助成対象者から申請があった場合、福祉助成費の助成を受けることができる<u>重度心身障害老人等</u>福祉助成券(別記様式第2号。以下「助成券」という。)を交付するものとする。 第6条～第7条 <省略> (助成方法の特例) 第8条 第6条および前条に定める助成の方法により難しい場合において、福祉助成費の助成を受けようとする者は、草津市<u>重度心身障害老人等</u>福祉助成費助成申請書(別記様式第3号)を市長に提出することにより助成を受けることができる。 第9条～第11条 <省略> 別表第1～別表第2 <省略> 別記様式第1号(第4条関係) (別添1-2のとおり) 別記様式第2号(第5条関係) (別添2-2のとおり) 別記様式第3号(第8条関係) (別添3-2のとおり)

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前に受けた医療に係る福祉医療費の助成については、改正後の草津市障害老人等福祉助成費助成要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(様式に関する経過措置)

- 3 この要綱の施行の際現にある改正前の草津市重度心身障害老人等福祉助成費助成要綱に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

別添1-1

別記
様式第1号(第4条関係)

障害老人等福祉助成券交付申請書

助 成 対 象 者	住所 (変更後)	フリガナ 氏 名 個人番号		性別	本人Aとの続柄	宛名番号	医療種別		
	本人 A			男・女	生年月日	受給者番号	乳幼児・子ども医療		
							障害者(児)		
							母子家庭		
							父子家庭		
	B			男・女			ひとり暮らし寡婦		
							障害老人等		
	C			男・女			母子家庭老人		
							父子家庭老人		
	D			男・女			ひとり暮らし高齢寡婦		
						老人			
E			男・女			加入 保険 (変更後)			
						被保険者・世帯主 住所(助成対象者と異なる場合のみ記入) 記号 番号 保険者番号 協健 健保 共済 国保 後期 保険者名 協健 健保 共済 国保 後期 保険者所在地			
配偶者			男・女				取得事由	喪失事由	更新事由
扶養義務者			男・女				☐ 条例該当 ☐ 出生 ☐ 障害 ☐ 転入 ☐ 保険加入 ☐ 生保廃止 ☐ 50条該当 ☐ その他	☐ 死亡 ☐ 転出 ☐ 保険喪失 ☐ 生保開始 ☐ 切替 ☐ 満了 ☐ 後期75歳 ☐ 後期50条 ☐ その他	☐ 受給券再交付 ☐ 記号、県市更新 ☐ 扶養義務者更新 ☐ 手帳更新 ☐ 被保険者更新 ☐ 履歴更新 ☐ 訂正
住所(助成対象者と異なる場合のみ記入) 年 月 日									
上記のとおり申請(届出)します。なお、申請(届出)にあたり下記について同意します。 1. 助成対象者、配偶者および扶養義務者の属する世帯の所得・税額等の状況並びに構成・異動状況、助成対象者の障害等級等受給資格にかかる項目について調査・確認すること 2. 加入医療保険から高額療養費または付加給付金を支給されたときは、先に草津市が医療機関等に支払った高額療養費または付加給付金に相当する額を草津市が指定する方法により返還すること 3. 支給期間中に支給対象となった高額療養費(外来年間合算含む)のうち、福祉医療受給にかかる分の申請および受領について、市長に委任すること(対象障害老人等に限り)									
草津市長 宛 申請者 氏名 助成対象者との続柄 電話番号									
☐ 交付 ☐ 回収 ☐ 無効 ☐ 訂正 ☐ 返還指導 ☐ 転出者への案内 ☐ すこやか手帳 事由発生、該当者 年 月 日 得喪異動日(入力日) 年 月 日 入力完了									
○ご本人が署名する場合は、印鑑は不要です。									

裏面に続く

(裏)

福祉医療費助成制度に係る所得の届出書							
		本人Aの所得状況		配偶者の所得状況		扶養義務者の所得状況	
扶養親族数(内老人数)		人(内老人 人)		人(内老人 人)		人(内老人 人)	
前年の所得額	① 合 計 額	円		円		円	
所 得 控 除	② 雑損控除	円		円		円	
	医療費控除	円		円		円	
	社会保険料等相当額控除	円		円		円	
	小規模企業共済等掛金控除	円		円		円	
	配偶者特別控除	円		円		円	
	家族 障害 人 特別障害 人	円		円		円	
本 人	障害 特別障害 寡婦	円		円		円	
	ひとり親 勤労学生	円		円		円	
	他()	円		円		円	
控除後の所得額 ①-②		円		円		円	
※ 課税の区分	市 民 税	非課税・課税		非課税・課税		非課税・課税	

別添1-2

別記
様式第1号(第4条関係)

重度心身障害老人等福祉助成券交付申請書

助成対象者	住所(変更後)		医療種別				
	本人A	フリガナ氏名 個人番号	性別	本人Aとの続柄	宛名番号	乳幼児・子ども医療	
				生年月日	受給者番号	心身障害者(児)	
						母子家庭	
						父子家庭	
						ひとり暮らし寡婦	
	B					重度心身障害老人等	
						母子家庭老人	
	C					父子家庭老人	
						ひとり暮らし高齢寡婦	
D					老人		
					加入保険(変更後)		
E					被保険者・世帯主	続柄	
					住所(助成対象者と異なる場合のみ記入)		
配偶者					記号	番号	
					保険者番号		
扶養義務者					保険者名	協健 健保 共済 国保 後期	
					保険者所在地		
住所(助成対象者と異なる場合のみ記入)							
上記のとおり申請(届出)します。なお、申請(届出)にあたり下記について同意します。							
1. 助成対象者、配偶者および扶養義務者の属する世帯の所得・税額等の状況並びに構成・異動状況、助成対象者の障害等級等受給資格にかかる項目について調査・確認すること							
2. 加入医療保険から高額療養費または付加給付金を支給されたときは、先に草津市が医療機関等に支払った高額療養費または付加給付金に相当する額を草津市が指定する方法により返還すること							
3. 支給期間中に支給対象となった高額療養費(外来年間合算含む)のうち、福祉医療受給にかかる分の申請および受領について、市長に委任すること(対象重度心身障害老人等に限る)							
年 月 日		住所					
草津市長 宛		氏名					
		申請者					
		助成対象者との続柄					
		電話番号					
□ 交付 □ 回収 □ 無効 □ 訂正 □ 返還指導 □ 転出者への案内		□ すこやか手帳		事由発生、該当者	年 月 日	得喪異動日(入力日)	
○ ご本人が署名する場合は、印鑑は不要です。				年 月 日	入力完了		

裏面に続く

(表)

福祉医療費助成制度に係る所得の届出書						
		本人Aの所得状況		配偶者の所得状況		扶養義務者の所得状況
扶養親族数(内老人数)		人(内老人 人)		人(内老人 人)		人(内老人 人)
前年の所得額	① 合 計 額	円		円		円
所得控除	② 雑損控除	円		円		円
	医療費控除	円		円		円
	社会保険料等相当額控除	円		円		円
	小規模企業共済等掛金控除	円		円		円
	配偶者特別控除	円		円		円
	家族 障害 人 特別障害 人	円		円		円
	本人 障害 特別障害 寡婦	円		円		円
控除後の所得額	ひとり親 勤労学生	円		円		円
	他()	円		円		円
控除後の所得額 ①ー②		円		円		円
※ 課税の区分	市 民 税	非課税・課税		非課税・課税		非課税・課税

別添 2 - 1

様式第2号(第5条関係)

(表)

滋賀県内のみ有効			
⑤ 障害老人等福祉助成券			
福祉番号		受給者番号	
受給者	居住地		
	氏名		
	生年月日		
有効期限			
発行機関の長及び印			
交付年月日			
自己負担金	入院		
	通院		

草津市役所 TEL 077-563-1234

(裏)

注 意 事 項

- この券は、高齢者の医療の確保に関する法律等に定める医療を保険医療機関等で受けたとき、支払うべき一部負担金(高齢者の医療の確保に関する法律の規定の例による)を公費負担されるための券ですから、大切に保持してください。
- 保険医療機関等で受療するときは、必ずこの券を提示してください。
- この券の記載事項に変更が生じたときは、すみやかに市長へ届け出るとともに、受給中の医療機関に届け出てください。
- この券を破損し、汚損し、または亡失したときは、市長から再交付を受けてください。
- 受給者(助成対象者)の資格がなくなったときは、この券をすみやかに市長に返してください。
ただし、有効期限を過ぎたときは、この券を破棄することができます。
- この券では、入院時の食事代の負担、文書料、交通費、容器代および室料差額等の経費は、公費負担されません。
- この券は、他人に譲り渡すことはできません。

別添 2 - 2

様式第2号(第5条関係)

(表)

滋賀県内のみ有効			
⑤ 重度心身障害老人等福祉助成券			
福祉番号		受給者番号	
受給者	居住地		
	氏名		
	生年月日		
有効期限			
発行機関の長及び印			
交付年月日			
自己負担金	入院		
	通院		

草津市役所 TEL 077-563-1234

(裏)

注 意 事 項

- この券は、高齢者の医療の確保に関する法律等に定める医療を保険医療機関等で受けたとき、支払うべき一部負担金(高齢者の医療の確保に関する法律の規定の例による)を公費負担されるための券ですから、大切に保持してください。
- 保険医療機関等で受療するときは、必ずこの券を提示してください。
- この券の記載事項に変更が生じたときは、すみやかに市長へ届け出るとともに、受給中の医療機関に届け出てください。
- この券を破損し、汚損し、または亡失したときは、市長から再交付を受けてください。
- 受給者(助成対象者)の資格がなくなったときは、この券をすみやかに市長に返してください。
ただし、有効期限を過ぎたときは、この券を破棄することができます。
- この券では、入院時の食事代の負担、文書料、交通費、容器代および室料差額等の経費は、公費負担されません。
- この券は、他人に譲り渡すことはできません。

別添 3 - 1

様式第 3 号 (第 8 条関係)

草津市 障害老人等 福祉助成費助成申請書	
年 月 日	
草津市長 宛	
申請者	住所
氏名	印
電話番号	()
草津市 障害老人等 福祉助成費助成要綱第 8 条の規定により、福祉助成費の助成をされたく申請します。	
助成申請額	金 円
受領年月	年 月分 (入院・通院)
受給券	福祉番号 受給者番号
個人番号	
助成対象者名	生年月日 年 月 日
摘 要	
備 考	
支払希望機関	銀行 支店 普通 口座番号 出張所 当座
ふりがな	
預金名義人	
算定	※
(注) 1. ※印欄は記入しないでください。	
(注) 2. ご本人が署名する場合は、印鑑は不要です。	
支給決定額	※ 円

別添 3 - 2

様式第 3 号 (第 8 条関係)

草津市 重度心身障害老人等 福祉助成費助成申請書	
年 月 日	
草津市長 宛	
申請者	住所
氏名	印
電話番号	()
草津市 重度心身障害老人等 福祉助成費助成要綱第 8 条の規定により、福祉助成費の助成をされたく申請します。	
助成申請額	金 円
受領年月	年 月分 (入院・通院)
受給券	福祉番号 受給者番号
個人番号	
助成対象者名	生年月日 年 月 日
摘 要	
備 考	
支払希望機関	銀行 支店 普通 口座番号 出張所 当座
ふりがな	
預金名義人	
算定	※ ●所得区分 □現役並 □一般Ⅱ □一般Ⅰ □低Ⅱ □低Ⅰ (後期情報を確認して、該当項目に○してください。) ●領収書返却 不要 ・ 必要 (該当項目を○で囲んでください)
(注) 1. ※印欄は記入しないでください。	
(注) 2. ご本人が署名する場合は、印鑑は不要です。	
支給決定額	※ 円

(令和 6 年 3 月 29 日 揭示済み)

草津市告示第 7 7 号

草津市ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種償還払い要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和 6 年 3 月 2 9 日

草津市長 橋 川 渉

草津市ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種償還払い要綱の一部を改正する要綱

草津市ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種償還払い要綱（令和 4 年草津市告示第 1 8 8 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
第 1 条 <現行どおり> （償還払いの対象者）	第 1 条 <省略> （償還払いの対象者）
第 2 条 <現行どおり> （1）～（3） <現行どおり> （4） 償還払いを受けようとする接種回数分について、キャッチアップ接種（予防接種法施行令（昭和 2 3 年政令第 1 9 7 号） <u>第 3 条第 1 項</u> の表中ヒトパピローマウイルス感染症の項下欄第 2 号に該当することにより実施されるヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種をいう。）を受けていないこと	第 2 条 <省略> （1）～（3） <省略> （4） 償還払いを受けようとする接種回数分について、キャッチアップ接種（予防接種法施行令（昭和 2 3 年政令第 1 9 7 号） <u>第 1 条の 3 第 1 項</u> の表中ヒトパピローマウイルス感染症の項下欄第 2 号に該当することにより実施されるヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種をいう。）を受けていないこと
2 <現行どおり>	2 <省略>
第 3 条～第 1 2 条 <現行どおり>	第 3 条～第 1 2 条 <省略>
別表 <現行どおり>	別表 <省略>
別記様式第 1 号～別記様式第 5 号 <現行どおり>	別記様式第 1 号～別記様式第 5 号 <省略>

付 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（令和 6 年 3 月 29 日 掲 示 済 み）

草津市告示第 7 8 号

草津市造血幹細胞移植後等の予防接種再接種費用助成事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和 6 年 3 月 2 9 日

草津市長 橋 川 渉

草津市造血幹細胞移植後等の予防接種再接種費用助成事業実施要綱の一部を改正する要綱

草津市造血幹細胞移植後等の予防接種再接種費用助成事業実施要綱（令和 4 年草津市告示第 8 2 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
第 1 条～第 1 2 条 <現行どおり> 別記様式第 1 号（第 5 条関係） （別添 1－1 のとおり） 別記様式第 2 号（第 5 条関係） （別添 2－1 のとおり） 別記様式第 3 号～別記様式第 4 号 <現行どおり> 別記様式第 5 号（第 8 条関係） （別添 3－1 のとおり） 別記様式第 6 号 <現行どおり>	第 1 条～第 1 2 条 <省略> 別記様式第 1 号（第 5 条関係） （別添 1－2 のとおり） 別記様式第 2 号（第 5 条関係） （別添 2－2 のとおり） 別記様式第 3 号～別記様式第 4 号 <省略> 別記様式第 5 号（第 8 条関係） （別添 3－2 のとおり） 別記様式第 6 条 <省略>

付 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する

別添 1－1

別記
様式第 1 号（第 5 条関係）
草津市造血幹細胞移植後の予防接種再接種費用助成対象認定申請書
年 月 日

草津市長

申請者

住 所

氏 名

被接種者との続柄（ ）

電話番号

草津市造血幹細胞移植後の予防接種再接種費用助成事業実施要綱第 5 条の規定に基づき、次のとおり申請します。

被接種者	住所	滋賀県草津市		
	氏名		生年月日	年 月 日生
	保護者氏名		電話番号	
再接種を行う 予防接種の種類 ※いずれかに ○をつけてください。	※該当する定期予防接種に○をしてください。			
	☐ B 型 肝 炎	1 回目	2 回目	3 回目
	☐ B C G			
	☐ ヒ ブ 感 染 症	1 回目	2 回目	3 回目 1 期追加
	☐ 小児用肺炎球菌感染症	1 回目	2 回目	3 回目 1 期追加
	☒ 五 種 混 合	1 回目	2 回目	3 回目 1 期追加
	☐ 四 種 混 合	1 回目	2 回目	3 回目 1 期追加
	☐ 二種混合（D T）			
	☐ 麻しん風しん混合（MR）	1 期	2 期	
	☐ 水 痘	1 回目	2 回目	
	☐ 日 本 脳 炎	1 回目	2 回目	1 期追加 2 期
	☐ ヒトパピローマウイルス感染症	1 回目	2 回目	3 回目
	☐ そ の 他 ワクチン名（ ）	1 回目	2 回目	3 回目
	☐ そ の 他 ワクチン名（ ）	1 回目	2 回目	3 回目
接種予定医療機関	（病院 医院 診療所 施設）			
接種予定日	年 月 日 ～ 年 月 日			

※添付書類

- ・草津市造血幹細胞移植後の医療行為により定期予防接種抗体を失った者の再接種に係る意見書（別記様式第 2 号）
- ・定期予防接種の履歴が確認できるもの（母子健康手帳など）

別添 1－2

別記
様式第 1 号（第 5 条関係）
草津市造血幹細胞移植後の予防接種再接種費用助成対象認定申請書
年 月 日

草津市長

申請者

住 所

氏 名

被接種者との続柄（ ）

電話番号

草津市造血幹細胞移植後の予防接種再接種費用助成事業実施要綱第 5 条の規定に基づき、次のとおり申請します。

被接種者	住所	滋賀県草津市		
	氏名		生年月日	年 月 日生
	保護者氏名		電話番号	
再接種を行う 予防接種の種類 ※いずれかに ○をつけてください。	※該当する定期予防接種に○をしてください。			
	☐ B 型 肝 炎	1 回目	2 回目	3 回目
	☐ B C G			
	☐ ヒ ブ 感 染 症	1 回目	2 回目	3 回目 1 期追加
	☐ 小児用肺炎球菌感染症	1 回目	2 回目	3 回目 1 期追加
	☐ 四 種 混 合	1 回目	2 回目	3 回目 1 期追加
	☐ 二種混合（D T）			
	☐ 麻しん風しん混合（MR）	1 期	2 期	
	☐ 水 痘	1 回目	2 回目	
	☐ 日 本 脳 炎	1 回目	2 回目	1 期追加 2 期
	☐ ヒトパピローマウイルス感染症	1 回目	2 回目	3 回目
	☐ そ の 他 ワクチン名（ ）	1 回目	2 回目	3 回目
	☐ そ の 他 ワクチン名（ ）	1 回目	2 回目	3 回目
	接種予定医療機関	（病院 医院 診療所 施設）		
接種予定日	年 月 日 ～ 年 月 日			

※添付書類

- ・草津市造血幹細胞移植後の医療行為により定期予防接種抗体を失った者の再接種に係る意見書（別記様式第 2 号）
- ・定期予防接種の履歴が確認できるもの（母子健康手帳など）

別添 2-1

様式第 2 号（第 5 条関係）

**草津市造血幹細胞移植後等の医療行為により定期予防接種抗体を失った者の
再接種に係る意見書**

年 月 日
造血幹細胞移植後等の医療行為により、接種済みの定期予防接種の抗体を失った下記の者について、このたび、予防接種の再接種が可能な状態と認められると判断します。

ふりがな 氏名	生年月日 保護者氏名 ※被接種者が成人の場合は、不要	年 月 日生
住所 草津市		
(疾病の名称)		
(治療の経過) 治療を受けた日・治療内容など		
(再接種の必要性を判断するにあたり抗体検査の実施の有無) ☐ 実施した ☐ 実施していない		
再接種を行う 予防接種の 種類 ※いずれかに ○をつけてく ださい。	☐ B 型 肝 炎	1 回目 2 回目 3 回目
	☐ B C G	
	☐ ヒ ブ 感 染 症	1 回目 2 回目 3 回目 1 期追加
	☐ 小 児 用 肺 炎 球 菌	1 回目 2 回目 3 回目 1 期追加
	☒ 五 種 混 合	1 回目 2 回目 3 回目 1 期追加
	☐ 四 種 混 合	1 回目 2 回目 3 回目 1 期追加
	☐ 二 種 混 合 (D T)	
	☐ 麻しん風しん混合(MR)	1 期 2 期
	☐ 水 痘	1 回目 2 回目
	☐ 日 本 脳 炎	1 回目 2 回目 1 期追加 2 期
☐ ヒトパピローマウイルス感染症	1 回目 2 回目 3 回目	
☐ そ の 他 ワクチン名 ()	1 回目 2 回目 3 回目	
☐ そ の 他 ワクチン名 ()	1 回目 2 回目 3 回目	
意見書 記入者	医療機関名 医療機関住所 電話番号 医師氏名	

なお、再接種の必要性および副反応については十分に説明し、本人（保護者）より同意を得ています。

別添 2-2

様式第 2 号（第 5 条関係）

**草津市造血幹細胞移植後等の医療行為により定期予防接種抗体を失った者の
再接種に係る意見書**

年 月 日
造血幹細胞移植後等の医療行為により、接種済みの定期予防接種の抗体を失った下記の者について、このたび、予防接種の再接種が可能な状態と認められると判断します。

ふりがな 氏名	生年月日 保護者氏名 ※被接種者が成人の場合は、不要	年 月 日生
住所 草津市		
(疾病の名称)		
(治療の経過) 治療を受けた日・治療内容など		
(再接種の必要性を判断するにあたり抗体検査の実施の有無) ☐ 実施した ☐ 実施していない		
再接種を行う 予防接種の 種類 ※いずれかに ○をつけてく ださい。	☐ B 型 肝 炎	1 回目 2 回目 3 回目
	☐ B C G	
	☐ ヒ ブ 感 染 症	1 回目 2 回目 3 回目 1 期追加
	☐ 小 児 用 肺 炎 球 菌	1 回目 2 回目 3 回目 1 期追加
	☐ 四 種 混 合	1 回目 2 回目 3 回目 1 期追加
	☐ 二 種 混 合 (D T)	
	☐ 麻しん風しん混合(MR)	1 期 2 期
	☐ 水 痘	1 回目 2 回目
	☐ 日 本 脳 炎	1 回目 2 回目 1 期追加 2 期
	☐ ヒトパピローマウイルス感染症	1 回目 2 回目 3 回目
☐ そ の 他 ワクチン名 ()	1 回目 2 回目 3 回目	
☐ そ の 他 ワクチン名 ()	1 回目 2 回目 3 回目	
意見書 記入者	医療機関名 医療機関住所 電話番号 医師氏名	

なお、再接種の必要性および副反応については十分に説明し、本人（保護者）より同意を得ています。

別添 3-1

様式第 5 号（第 8 条関係）

草津市造血幹細胞移植後等の予防接種再接種実施報告書兼助成金請求書

年 月 日
草津市長

申請者
住 所
氏 名
電 話
被接種者との続柄 ()

草津市造血幹細胞移植後等の予防接種再接種費用助成事業実施要綱第 8 条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

被接種者	住 所	草津市			
	氏 名				
接種機関	生年月日	年 月 日			
	名 称				
接種機関	所在地				
	請求額 円				
抗体検査費用 円					
接種費用 内 訳	B 型 肝 炎	1 回目	年 月 日	円	
		2 回目	年 月 日	円	
		3 回目	年 月 日	円	
	B C G	年 月 日		円	
		ヒ ブ 感 染 症	1 回目	年 月 日	円
			2 回目	年 月 日	円
	3 回目		年 月 日	円	
	追加	年 月 日	円		
		小児用肺炎球菌	1 回目	年 月 日	円
			2 回目	年 月 日	円
3 回目	年 月 日		円		
追加	年 月 日	円			
	五 種 混 合	1 回目	年 月 日	円	
		2 回目	年 月 日	円	
3 回目		年 月 日	円		
追加	年 月 日	円			

四 種 混 合	1 回目	年 月 日	円
	2 回目	年 月 日	円
	3 回目	年 月 日	円
追加	年 月 日	円	
二種混合(DT)		年 月 日	円
麻しん風しん混合(MR)	1 期	年 月 日	円
	2 期	年 月 日	円
水 痘	1 回目	年 月 日	円
	2 回目	年 月 日	円
日 本 脳 炎	1 回目	年 月 日	円
	2 回目	年 月 日	円
	1 期追加	年 月 日	円
2 期	年 月 日	円	
ヒトパピローマウイルス感染症	1 回目	年 月 日	円
	2 回目	年 月 日	円
	3 回目	年 月 日	円
そ の 他 ワクチン名 ()	1 回目	年 月 日	円
	2 回目	年 月 日	円
	3 回目	年 月 日	円
そ の 他 ワクチン名 ()	1 回目	年 月 日	円
	2 回目	年 月 日	円
	3 回目	年 月 日	円
振込先 金融機関	銀行・農協 金庫・信用組合		本店 支 店
	預金種別	普通・当座	口座番号
	フリガナ		
口座名義人			

※振込先口座の名義人は申請者または被接種者に限ります。

※添付書類

- ・抗体検査および再接種に係る領収書
- ・再接種した予防接種の内容が記載されているもの
- ・口座番号がわかるもの

別添3-2

様式第5号（第8条関係）

草津市造血幹細胞移植後の予防接種再接種実施報告書兼助成金請求書

年 月 日

草津市長

申請者

住 所

氏 名

㊞

電 話

被接種者との続柄（ ）

草津市造血幹細胞移植後の予防接種再接種費用助成事業実施要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

被接種者	住 所	草津市									
	氏 名										
	生年月日	年 月 日									
接種機関	名 称										
	所 在 地										
請求額 円											
抗体検査費用 円											
接種費用 内 訳	B 型 肝 炎	1回目	年	月	日	円					
		2回目	年	月	日	円					
		3回目	年	月	日	円					
	B C G	年 月 日				円					
	ヒ ン 感 染 症	1回目	年	月	日	円					
		2回目	年	月	日	円					
		3回目	年	月	日	円					
		追加	年	月	日	円					
	小児用肺炎球菌	1回目	年	月	日	円					
2回目		年	月	日	円						
3回目		年	月	日	円						
追加		年	月	日	円						
四 種 混 合	1回目	年	月	日	円						
	2回目	年	月	日	円						
	3回目	年	月	日	円						
	追加	年	月	日	円						
二種混合(DT)	年 月 日				円						

	麻しん風しん混合(MR)	1期	年	月	日	円
		2期	年	月	日	円
	水 痘	1回目	年	月	日	円
		2回目	年	月	日	円
日 本 脳 炎	1回目	年	月	日	円	
	2回目	年	月	日	円	
	1期追加	年	月	日	円	
	2期	年	月	日	円	
ヒトパピローウイルス感染症	1回目	年	月	日	円	
	2回目	年	月	日	円	
	3回目	年	月	日	円	
振込先 金融機関	そ の 他 ワクチン名 ()	1回目	年	月	日	円
		2回目	年	月	日	円
	3回目	年	月	日	円	
	そ の 他 ワクチン名 ()	1回目	年	月	日	円
		2回目	年	月	日	円
	3回目	年	月	日	円	
		銀行・農協 金庫・信用組合		本 店 支 支 所		
預金種別	普通・当座	口座番号				
フリガナ						
口座名義人						

※添付書類

- ・抗体検査および再接種に係る領収書
- ・再接種した予防接種の内容が記載されているもの
- ・口座番号がわかるもの

(令和6年3月29日揭示済み)

草津市告示第79号

草津市带状疱疹予防接種費用助成金交付要綱を次のとおり制定する。

令和6年3月29日

草津市長 橋 川 渉

草津市带状疱疹予防接種費用助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、带状疱疹にかかる任意の予防接種を希望する高齢者に対し、当該予防接種に要する費用の一部を助成することにより、経済的負担の軽減および健康の保持増進を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。

(助成対象予防接種)

第2条 助成の対象となる予防接種（以下「助成対象予防接種」という。）は、次の各号のいずれかに該当するワクチンの接種とする。

- (1) 乾燥弱毒生水痘ワクチン（以下「ビケン」という。）
- (2) 乾燥組換え带状疱疹ワクチン（以下「シングリックス」という。）

(助成対象者)

第3条 助成金の交付を受けることができる者は、助成対象予防接種を受けた日（以下「接種日」という。）において本市に住所を有する満65歳以上の者とする。ただし、シングリックスの接種については、接種を2回完了した者とし、1回目の接種日および2回目の接種日ともに本市に住所を有する満65歳以上の者である場合に限る。

(助成金の額および交付回数)

第4条 助成金の額は、助成対象予防接種を受けた医療機関に対し支払った費用（助成対象予防接種に要した交通費、宿泊費、次条に掲げる書類の発行に要した文書料等を除く。）と次項に規定する助成上限額のいずれか低い方の金額とする。

2 助成金額の上限は、次に掲げる金額とする。

- (1) ビケン 1回接種完了で4,000円
- (2) シングリックス 2回接種完了で20,000円

3 前項の助成金の交付回数は、助成対象者1人につき1回とする。

(助成の申請)

第5条 助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、草津市带状疱疹予防接種費用助成金申請書兼請求書（別記様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、接種日から1月を経過する日または当該年度の

3月31日までのいずれか早い日までに、市長に申請しなければならない。この場合において、シングリックスを接種したときは、2回目の接種日が1回目の接種日から6月を経過しない場合に限るものとし、2回目の接種日以後に申請しなければならない。

- (1) 申請者および助成対象者の本人確認書類の写し
- (2) 助成対象予防接種を受けた医療機関の領収書の原本（助成対象者名、接種日、ワクチンの種類、接種費用および医療機関名が記載されたもの）
- (3) 振込希望先金融機関の口座番号等が確認できる書類
- (4) 委任状（助成対象者と振込先の口座名義人が異なる場合または、助成対象者と申請者が異なる場合に限る。）

（助成の決定）

第6条 市長は、前条の申請があったときは、必要な調査を行い、助成の可否を決定し、草津市带状疱疹予防接種費用助成決定（却下）通知書（別記様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（助成金の交付）

第7条 市長は、前条の規定による助成の決定をした場合は、受付日の属する月の翌月の末日までに助成金を交付するものとする。

（助成金の返還）

第8条 市長は、偽りその他不正な行為により助成を受けた者があるときは、助成の決定を取り消し、その者に対して既に支給した助成金の全部または一部の返還を命ずることができる。

2 市長は、前項の規定により助成の決定を取り消すときは、草津市带状疱疹予防接種費用助成決定取消通知書（別記様式第3号）により通知するものとする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

付 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行し、同日以後に受けた助成対象予防接種について適用する。

（助成の申請の特例）

2 施行日から令和6年6月30日までの間にビケン接種した者の助成の申請については、第5条の規定にかかわらず、令和6年7月31日までとする。

3 令和6年3月31日までにシングリックスの1回目を接種した場合は、令和6年度に限り2回目接種分のみ申請可能とする。その場合の助成上限額は10,000円とする。

別記

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

草津市長 宛

（申請者）

住所

氏名

印

電話番号

草津市带状疱疹予防接種費用助成金交付申請書兼請求書

草津市带状疱疹予防接種費用助成金の交付について、草津市带状疱疹予防接種費用助成金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて申請および請求します。なお、助成金は下記の指定振込口座へ振り込み願います。

助成対象者(被接種者)	☐ 申請者	氏名		
	と同じ	住所		
	生年月日(年齢)	年 月 日(歳)	電話番号	
接種状況※助成対象はいずれか一方のワクチンのみとなります。	ワクチン	ビケン	シングリックス1回目	シングリックス2回目
	接種日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	接種医療機関名			
	接種費用	円	計	円
	請求額	円		円
		※上限4,000円	※2回接種完了で上限20,000円	

振込先	金融機関名	銀行 金庫 農協	本店 支店 代理店 出張所 その他()	種別	1 普通 2 当座 3 その他
	口座番号				口座番号は右欄記入
	フリガナ				
	口座名義人				

※添付書類

- ☐ 申請者および助成対象者の本人確認書類の写し
- ☐ 助成対象予防接種を受けた医療機関の領収書の原本（助成対象者名、接種日、ワクチンの種類、接種費用および医療機関名が記載されたもの）
- ☐ 振込希望先金融機関の口座番号等が確認できる書類
- ☐ 委任状（助成対象者と振込先の口座名義人が異なる場合または、助成対象者と申請者が異なる場合に限る。）

様式第2号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

草津市長

草津市带状疱疹予防接種費用助成金決定（却下）通知書

年 月 日付で申請のあった草津市带状疱疹予防接種費用助成金について、下記のとおりとなりましたので通知いたします。

記

1. 交付決定

助成決定額

円

2. 不交付

理由

様式第 3 号（第 8 条第 2 項関係）

第 号
年 月 日

様

草津市長

草津市带状疱疹予防接種費用助成金決定取消通知書
年 月 日付 第 号で助成決定した草津市带状疱疹予防接種費用助成金
について、下記のとおり決定を取り消すことを通知します。

記

助成取消金額	円
取消を行う理由	

（令和 6 年 3 月 29 日 掲 示 済 み）

草津市告示第80号

草津市予防接種実施要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和6年3月29日

草津市長 橋 川 渉

草津市予防接種実施要綱の一部を改正する要綱

草津市予防接種実施要綱（平成25年草津市告示第253号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前												
（趣旨） 第1条 この要綱は、予防接種法（昭和23年法律第68号。以下「法」という。）、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号。以下「令」という。）、予防接種法施行規則（昭和23年厚生省令第36号）、<u>予防接種実施規則（昭和33年厚生省令第27号。以下「実施規則」という。）および厚生労働省が定める定期接種実施要領（平成25年3月30日健発0330第2号厚生労働省健康局長通知）</u>に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。 第2条 ＜現行どおり＞ （1）～（2） ＜現行どおり＞ （3） 臨時予防接種 法第6条第1項から第3項の規定により市長が行う臨時の個別接種および集団接種をいう。 （4）～（5） ＜現行どおり＞ （接種場所） 第3条 ＜現行どおり＞ <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>実施場所</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個別接種 （風しんの第5期定期予防接種を除く。）</td><td>草津市への協力を承諾した一般社団法人草津栗東医師会加入の医療機関、滋賀県予防接種広域化事業への協力を承諾した一般社団法人滋賀県医師会もしくは一般社団法人滋賀県病院協会加入の医療機関または草津市への協力を承諾した介護保険施設および個別医療機関等</td></tr> <tr> <td>個別接種 （風しんの第5期定期予防接種に限る。）</td><td>＜現行どおり＞</td></tr> </tbody> </table>	区分	実施場所	個別接種 （風しんの第5期定期予防接種を除く。）	草津市への協力を承諾した一般社団法人草津栗東医師会加入の医療機関、滋賀県予防接種広域化事業への協力を承諾した一般社団法人滋賀県医師会もしくは一般社団法人滋賀県病院協会加入の医療機関または草津市への協力を承諾した介護保険施設および個別医療機関等	個別接種 （風しんの第5期定期予防接種に限る。）	＜現行どおり＞	（趣旨） 第1条 この要綱は、予防接種法（昭和23年法律第68号。以下「法」という。）、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）、予防接種法施行規則（昭和23年厚生省令第36号）<u>および</u>予防接種実施規則（昭和33年厚生省令第27号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。 第2条 ＜省略＞ （1）～（2） ＜省略＞ （3） 臨時予防接種 法第6条第1項<u>および</u>第3項の規定により市長が行う臨時の個別接種および集団接種をいう。 （4）～（5） ＜省略＞ （接種場所） 第3条 ＜省略＞ <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>実施場所</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個別接種 （<u>別表に掲げる</u>風しんの第5期定期予防接種を除く。）</td><td>草津市への協力を承諾した一般社団法人草津栗東医師会加入の医療機関、滋賀県予防接種広域化事業への協力を承諾した一般社団法人滋賀県医師会もしくは一般社団法人滋賀県病院協会加入の医療機関または草津市への協力を承諾した介護保険施設等</td></tr> <tr> <td>個別接種 （<u>別表に掲げる</u>風しんの第5期定期予防接種に限る。）</td><td>＜省略＞</td></tr> </tbody> </table>	区分	実施場所	個別接種 （ <u>別表に掲げる</u> 風しんの第5期定期予防接種を除く。）	草津市への協力を承諾した一般社団法人草津栗東医師会加入の医療機関、滋賀県予防接種広域化事業への協力を承諾した一般社団法人滋賀県医師会もしくは一般社団法人滋賀県病院協会加入の医療機関または草津市への協力を承諾した介護保険施設等	個別接種 （ <u>別表に掲げる</u> 風しんの第5期定期予防接種に限る。）	＜省略＞
区分	実施場所												
個別接種 （風しんの第5期定期予防接種を除く。）	草津市への協力を承諾した一般社団法人草津栗東医師会加入の医療機関、滋賀県予防接種広域化事業への協力を承諾した一般社団法人滋賀県医師会もしくは一般社団法人滋賀県病院協会加入の医療機関または草津市への協力を承諾した介護保険施設および個別医療機関等												
個別接種 （風しんの第5期定期予防接種に限る。）	＜現行どおり＞												
区分	実施場所												
個別接種 （ <u>別表に掲げる</u> 風しんの第5期定期予防接種を除く。）	草津市への協力を承諾した一般社団法人草津栗東医師会加入の医療機関、滋賀県予防接種広域化事業への協力を承諾した一般社団法人滋賀県医師会もしくは一般社団法人滋賀県病院協会加入の医療機関または草津市への協力を承諾した介護保険施設等												
個別接種 （ <u>別表に掲げる</u> 風しんの第5期定期予防接種に限る。）	＜省略＞												

改正後	改正前				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="244 309 496 347"><現行どおり></td><td data-bbox="499 309 778 347"><現行どおり></td></tr> </table>	<現行どおり>	<現行どおり>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="842 309 1094 347"><省略></td><td data-bbox="1098 309 1377 347"><省略></td></tr> </table>	<省略>	<省略>
<現行どおり>	<現行どおり>				
<省略>	<省略>				
(予防接種の対象者) 第4条 予防接種の対象者は、定期予防接種にあっては次に掲げる者とし、臨時予防接種にあっては必要に応じて市長が別に定めるものとする。<u>ただし、令第3条第2項に定める者は、次条第2項による許可を受けた者（以下「特例措置対象者」という。）に限る。</u> (1)～(2) <現行どおり> (特例措置対象者) 第5条 令第3条第2項で定める者は、定期接種の際に事前に長期療養を必要とする疾病による定期接種に関する特例措置申請書（別記様式第1号）および長期療養を必要とする疾病にかかった者等の定期接種に関する特例措置対象者該当理由書（別記様式第2号）を市長に提出するものとする。 2 市長は、前項の申し込みがあったときは、速やかにこれを審査し、長期療養を必要とする疾病による定期接種に関する特例措置可否決定通知書（別記様式第3号）により申請者に通知するものとする。 (予防接種の実施方法) 第6条 予防接種の実施方法は、<u>実施規則に定めるもののほか</u>、臨時予防接種にあっては必要に応じて市長が別に定めるところによる。	(予防接種の対象者) 第4条 予防接種の対象者は、定期予防接種にあっては次に掲げる者のうち別表に定めるものとし、臨時予防接種にあっては必要に応じて市長が別に定めるものとする。 (1)～(2) <省略> <改正後に新設> (予防接種の実施方法) 第5条 予防接種の実施方法は、<u>定期予防接種にあっては別表に定めるところにより</u>、臨時予防接種にあっては必要に応じて市長が別に定めるところによる。				
<改正前を削る>	(他の予防接種との接種間隔)				
第7条～第8条 <現行どおり> (接種料の免除) 第9条 <現行どおり> 2 接種料の免除を受けようとする者は、受診日の1週間前までに、草津市接種料免除申請書兼税務関係資料閲覧承諾書（別記様式第4号）を市長に提出しなければならない。 3～4 <現行どおり> 5 第2項および前項の申請書の提出があったときは、市長は速やかに審査を行い、免除の可否を決定	第6条 次の各号に掲げるワクチンのいずれかを接種した日の翌日から起算して別の種類の予防接種を行う日までの間は、27日以上おくものとする。 (1) 乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン (2) 乾燥弱毒生麻しんワクチン (3) 乾燥弱毒生風しんワクチン (4) 経皮接種用乾燥BCGワクチン (5) 水痘ワクチン 第7条～第8条 <省略> (接種料の免除) 第9条 <省略> 2 接種料の免除を受けようとする者は、受診日の1週間前までに、草津市接種料免除申請書兼税務関係資料閲覧承諾書（<u>別記様式第1号</u>）を市長に提出しなければならない。 3～4 <省略> 5 第2項および前項の申請書の提出があったときは、市長は速やかに審査を行い、免除の可否を決定				

改正後	改正前
し、草津市接種料免除可否決定通知書（別記様式第5号）により通知するものとする。 （助成対象者） 第10条 市長は、<u>第4条に定める予防接種対象者</u>であって、次の各号のいずれかに掲げるもののうち、予防接種を<u>委託医療機関外</u>で受けることが必要と認めたものまたはこれを監護する保護者に対し、助成金を交付するものとし、その交付に関しては、<u>草津市補助金等交付規則（昭和59年草津市規則第11号。以下「規則」という。）</u>に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。 (1) <u>第4条に掲げる定期予防接種対象者である者（当該疾病にかかっている者またはかかったことのある者（インフルエンザを除く。））</u>その他<u>令第3条第2項に規定する厚生労働省令で定める者を除く。特例措置対象者を含む。）</u>であって、当該定期予防接種の対象者である期間に、委託医療機関（市と草津栗東医師会間の予防接種に関する契約または市と滋賀県医師会または滋賀県病院協会の予防接種に関する契約および市と個別医療機関間の予防接種に関する契約にかかる医療機関をいう。以下同じ。）において予防接種を受けることができないもの (2) <u>第4条の予防接種対象者のうち、委託医療機関以外の医療機関で定期的な治療および医師管理を受けているため、委託医療機関において予防接種を受けることができないもの</u> ＜改正前を削る＞	し、草津市免除可否決定通知書（別記様式第2号）により通知するものとする。 （助成対象者） 第10条 市長は、<u>本市に住所を有する者（別表に掲げる風しんの第5期の定期接種を除く。）</u>であって、次の各号のいずれかに掲げるもののうち、予防接種を<u>県外</u>で受けることが必要と認めたものまたはこれを監護する保護者に対し、助成金を交付するものとする。 (1) <u>予防接種法施行令（以下「令」という。）第1条の3第1項の表の上欄に掲げる疾病（インフルエンザを除く。以下「特定疾病」という。）についてそれぞれ同表の下欄に掲げる定期の予防接種の対象者である者（当該特定疾病にかかっている者またはかかったことのある者）</u>その他<u>同条第2項の厚生労働省令で定める者を除く。）</u>であって、当該定期の予防接種の対象者である期間に、委託医療機関（市と草津栗東医師会間の予防接種に関する契約または市と滋賀県医師会または滋賀県病院協会の予防接種に関する契約にかかる医療機関をいう。以下同じ。）において予防接種を受けることができないもの (2) <u>法第2条第3項各号に掲げるB類疾病の予防接種対象者のうち、委託医療機関以外の医療機関で定期的な治療および医師管理を受けているため、委託医療機関において予防接種を受けることができないもの</u> (3) <u>特定疾病についてそれぞれ令第1条の3第1項の表の下欄に掲げる定期の予防接種の対象者であった者（当該特定疾病にかかっている者またはかかったことのある者）</u>その他<u>同条第2項の厚生労働省令で定める者を除く。）</u>であって、当該定期の予防接種の対象者であった間に、同項の厚生労働省令で定める特別の事情があることにより当該疾病に係る法第5条第1項に規定する予防接種を受けることができなくなると認められるものについては、当該特別の事情がなくなった日から起算して2年（肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る。）に係る令第1条の3第1項の規定による予防接種を受けることができなかったと認められるものについて、当該特別の事情がなくなった日から起算して1年）を経過する日までの間（令第1条の3第1項の厚生労働省令で定める特

改正後	改正前
(助成申請) 第12条 助成金の交付を受けようとする者は、草津市予防接種費助成金交付申請書(別記様式第6号)に添付書類を添えて、予防接種の接種日から1月を経過する日または当該接種日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、市長に申請しなければならない。 2 <現行どおり> (助成可否の決定) 第13条 市長は、前条の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、助成金の交付の可否を決定するとともに、その旨を草津市予防接種費助成金交付可否決定通知書(別記様式第7号)により、当該申請を行った者に対して通知するものとする。 (実績報告) 第14条 規則第13条の規定による実績報告は、草津市予防接種費助成金交付申請書(別記様式第6号)の提出によってなされたものとみなす。 第15条 <現行どおり> (請求書の提出) 第16条 交付決定通知を受けた者は、草津市予防接種費助成金交付請求書(別記様式第8号)を市長に提出しなければならない。 第17条～第19条 <現行どおり> 付 則 1 <現行どおり> <改正前を削る> 2～3 <現行どおり> <改正前を削る> 別記様式第1号(第4条、第5条関係) (別添1-1のとおり) 別記様式第2号(第4条、第5条関係) (別添2-1のとおり) 別記様式第3号(第4条、第5条関係) (別添3-1のとおり) 別記様式第4号(第9条第2項関係) (別添4-1のとおり) 別記様式第5号(第9条第5項関係)	定疾病にあつては、同項の厚生労働省令で定める年齢に達するまでの間に限る。)にある者 (助成申請) 第12条 助成金の交付を受けようとする者は、草津市予防接種費助成金交付申請書(別記様式第3号)に添付書類を添えて、予防接種の接種日から1月を経過する日または当該接種日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、市長に申請しなければならない。 2 <省略> (助成可否の決定) 第13条 市長は、前条の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、助成金の交付の可否を決定するとともに、その旨を草津市予防接種費助成金交付可否決定通知書(別記様式第4号)により、当該申請を行った者に対して通知するものとする。 (実績報告) 第14条 規則第13条の規定による実績報告は、草津市予防接種費助成金交付申請書(別記様式第3号)の提出によってなされたものとみなす。 第15条 <省略> (請求書の提出) 第16条 交付決定通知を受けた者は、草津市予防接種費助成金交付請求書(別記様式第5号)を市長に提出しなければならない。 第17条～第19条 <省略> 付 則 1 <省略> (東日本大震災の被災者に係る予防接種の特例) 2 東日本大震災に際し災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された市町村(東京都内の市町村を除く。)の住民のうち、一時的に本市に住居を構えることとなったものについては、本市の市民とみなして、この要綱の規定を適用する。 3～4 <省略> 別表 別記様式第6号(第4条、第5条関係) (別添1-2のとおり) 別記様式第7号(第4条、第5条関係) (別添2-2のとおり) 別記様式第8号(第4条、第5条関係) (別添3-2のとおり) 別記様式第1号(第9条第2項関係) (別添4-2のとおり) 別記様式第2号(第9条第2項関係)

改正後	改正前
(別添 5－1 のとおり) <u>別記様式第 6 号</u> (第 1 2 条第 1 項、第 1 4 条関係) (別添 6－1 のとおり) <u>別記様式第 7 号</u> (第 1 3 条関係) (別添 7－1 のとおり) <u>別記様式第 8 号</u> (第 1 6 条関係) (別添 8－1 のとおり)	(別添 5－2 のとおり) <u>別記様式第 3 号</u> (第 1 2 条第 1 項関係) (別添 6－2 のとおり) <u>別記様式第 4 号</u> (第 1 3 条関係) (別添 7－2 のとおり) <u>別記様式第 5 号</u> (第 1 6 条関係) (別添 8－2 のとおり)

付 則

(施行期日)

- この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
(災害救助法が適用された市町村の被災者に係る予防接種の特例)
- 災害救助法(昭和 2 2 年法律第 1 1 8 号)が適用された市町村の住民のうち、一時的に本市に住居を構えることとなったものについては、本市の市民とみなして、この要綱の規定を適用する。
(経過措置)
- この要綱の施行の際現にある改正前の草津市予防接種実施要綱の様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて、これを使用することができる。

別添 1－1

別記

様式第 1 号 (第 4 条、第 5 条関係)

年 月 日

草津市長 宛

長期療養を必要とする疾病による定期接種に関する特例措置申請書

長期にわたり療養を必要とする疾病にかかったことにより、定期予防接種の機会を逸していましたが、病状が快復し主治医の許可が得られたため、下記の予防接種を受けたく、下記のとおり申請いたします。

申 請 者

住 所：草津市

氏 名：_____

記

予防接種 を受ける 人	(フリガナ) 氏 名	(男 ・ 女)	
	住 所	草津市	
	電話番号	— —	
	生年月日	年 月 日	
希望する予防接種 (□に✓を記入し、 該当する接種回数を○で囲ってくだ さい)	☐ 不活化ポリオ (IPV)	1 期初回 (1 回目・2 回目・3 回 目) ・ 1 期追加	
	☐ B C G		
	☒ 五種混合 (DPT-IPV・Hib)	<u>1 期初回 (1 回目・2 回目・3 回 目) ・ 1 期追加</u>	
	☐ 四種混合 (DPT-IPV)	1 期初回 (1 回目・2 回目・3 回 目) ・ 1 期追加	
	☐ 三種混合 (DPT)	1 期初回 (1 回目・2 回目・3 回 目) ・ 1 期追加	
	☐ ジフテリア・破傷風混合 (DT)	2 期	
	☐ 日本脳炎	1 期初回 (1 回目・2 回目) ・ 1 期追加・2 期	
	☐ 麻しん風しん混合 (MR)	1 期・2 期	

	☐ 麻しん	1 期・2 期
	☐ 風しん	1 期・2 期
	☐ 子宮頸がん予防 (HPV)	1 回目・2 回目・3 回目
	☐ ヒブ (Hib)	初回 (1 回目・2 回目・3 回目) ・ 追加
	☐ 小児用肺炎球菌感染症	初回 (1 回目・2 回目・3 回目) ・ 追加
	☐ 水痘	1 回目・2 回目
	☐ B 型肝炎	1 回目・2 回目・3 回目
	☐ 高齢者肺炎球菌感染症	
予防接種 希望医療機関名		
接種予定日	年 月 日	
添付書類	☐ 長期療養を必要とする疾病にかかった者等の定期接種に関 する特例措置対象者該当理由書 ☐ 母子健康手帳の氏名と予防接種のページの写し	

《註》理由書内容は厚生労働省に報告いたします。理由書の作成費用は自己負担になりますので
ご注意ください。

別添 1－2

様式第 6 号（第 4 条、第 5 条関係）

年 月 日

草津市長 宛

長期療養を必要とする疾病による定期接種に関する特例措置申請書

長期にわたり療養を必要とする疾病にかかったことにより、定期予防接種の機会を逸していましたが、病状が快復し主治医の許可が得られたため、下記の予防接種を受けたく、下記のとおり申請いたします。

申 請 者

住 所：草津市

氏 名：_____

記

予防接種 を受ける 人	(フリガナ) 氏 名	(男 ・ 女)	
	住 所	草津市	
	電話番号	— —	
	生年月日	年 月 日	
希望する予防接種 (□に✓を記入し、 該当する接種回数を ○で囲ってください)	☐ 不活化ポリオ (IPV)	1 期初回 (1 回目・2 回目・3 回目) ・ 1 期追加	
	☐ B C G		
	☐ 四種混合 (DPT-IPV)	1 期初回 (1 回目・2 回目・3 回目) ・ 1 期追加	
	☐ 三種混合 (DPT)	1 期初回 (1 回目・2 回目・3 回目) ・ 1 期追加	
	☐ ジフテリア・破傷風混合 (DT)	2 期	
	☐ 日本脳炎	1 期初回 (1 回目・2 回目) ・ 1 期追加・2 期	
	☐ 麻しん風しん混合 (MR)	1 期・2 期	
	☐ 麻しん	1 期・2 期	
	☐ 風しん	1 期・2 期	
☐ 子宮頸がん予防 (HPV)	1 回目・2 回目・3 回目		

	☐ ヒブ (Hib)	初回 (1 回目・2 回目・3 回目) ・ 追加
	☐ 小児用肺炎球菌感染症	初回 (1 回目・2 回目・3 回目) ・ 追加
	☐ 水痘	1 回目・2 回目
	☐ B 型肝炎	1 回目・2 回目・3 回目
	☐ 高齢者肺炎球菌感染症	
予防接種 希望医療機関名		
接種予定日	年 月 日	
添付書類	☐ 長期療養を必要とする疾病にかかった者等の定期接種に関する特例措置対象者該当理由書 ☐ 母子健康手帳の氏名と予防接種のページの写し	

《他》理由書内容は厚生労働省に報告いたします。理由書の作成費用は自己負担になりますのでご注意ください。

別添 2－1

様式第 2 号（第 4 条、第 5 条関係）

年 月 日

草津市長 宛

**長期療養を必要とする疾病にかかった者等の定期接種
に関する特例措置対象者該当理由書**

予防接種法施行令 **第 3 条第 2 項**の規定に基づき長期にわたり療養を必要とする疾病等の特別の事情により定期接種を受けることができなかった者が、今般、特別の事情がなくなったため、定期接種を実施できると判断しますので、理由書を提出します。

被接種者	住 所	電話番号 ()	
	(フリガナ) 氏 名	(男 ・ 女)	
	生年月日	年 月 日 (満 歳 ヶ月)	
	疾病名等、特別な事情の内容	(疾病分類) (疾病名) (予防接種が受けられなかった理由) (上記の特別な理由が生じた日) 年 月 日 (予防接種が可能となった日) 年 月 日	
今回実施する予防 接種の種類、回数 (□に✓を記入し、 該当する接種回 数を○で囲って ください)	☐ 不活化ポリオ (IPV)	1 期初回 (1 回目・2 回目・3 回目) ・ 1 期追加	
	☐ B C G		
	☐ 五種混合 (DPT-IPV-Hib)	1 期初回 (1 回目・2 回目・3 回目) ・ 1 期追加	
	☐ 四種混合 (DPT-IPV)	1 期初回 (1 回目・2 回目・3 回目) ・ 1 期追加	
	☐ 三種混合 (DPT)	1 期初回 (1 回目・2 回目・3 回目) ・ 1 期追加	
	☐ ジフテリア・破傷風混合 (DT)	2 期	

	☐ 日本脳炎	1 期初回 (1 回目・2 回目) ・ 1 期追加・2 期
	☐ 麻しん風しん混合 (MR)	1 期・2 期
	☐ 麻しん	1 期・2 期
	☐ 風しん	1 期・2 期
	☐ 子宮頸がん予防 (HPV)	1 回目・2 回目・3 回目
	☐ ヒブ (Hib)	初回 (1 回目・2 回目・3 回目) ・ 追加
	☐ 小児用肺炎球菌感染症	初回 (1 回目・2 回目・3 回目) ・ 追加
	☐ 水痘	1 回目・2 回目
	☐ B 型肝炎	1 回目・2 回目・3 回目
☐ 高齢者肺炎球菌感染症		

医療機関所在地 医療機関名 担当医師名	
備 考	

証明内容について、被接種者（または保護者）の同意のもと、草津市から問い合わせる場合があります。また、この証明内容は厚生労働省に報告します。

別添2-2

様式第7号（第4条、第5条関係）

年 月 日

草津市長 宛

**長期療養を必要とする疾病にかかった者等の定期接種
に関する特例措置対象者該当理由書**

予防接種法施行令**第1条の3第2項**の規定に基づき長期にわたり療養を必要とする疾病等の特別の事情により定期接種を受けることができなかった者が、今般、特別の事情がなくなったため、定期接種を実施できると判断しますので、理由書を提出します。

被接種者	住 所	電話番号（ ）												
	(フリガナ) 氏 名	(男 ・ 女)												
	生年月日	年 月 日 (満 歳 ヶ月)												
疾病名等、特別な事情の内容		(疾病分類) (疾病名) (予防接種が受けられなかった理由) (上記の特別な理由が生じた日) 年 月 日 (予防接種が可能となった日) 年 月 日												
今回実施する予防接種の種類、回数 (□に✓を記入し、該当する接種回数を○で囲ってください)		<table><tr><td>☐不活化ポリオ (IPV)</td><td>1期初回 (1回目・2回目・3回目) ・ 1期追加</td></tr><tr><td>☐B C G</td><td></td></tr><tr><td>☐四種混合 (DPT-IPV)</td><td>1期初回 (1回目・2回目・3回目) ・ 1期追加</td></tr><tr><td>☐三種混合 (DPT)</td><td>1期初回 (1回目・2回目・3回目) ・ 1期追加</td></tr><tr><td>☐ジフテリア・破傷風混合 (DT)</td><td>2期</td></tr><tr><td>☐日本脳炎</td><td>1期初回 (1回目・2回目) ・ 1期追加 ・ 2期</td></tr></table>	☐ 不活化ポリオ (IPV)	1期初回 (1回目・2回目・3回目) ・ 1期追加	☐ B C G		☐ 四種混合 (DPT-IPV)	1期初回 (1回目・2回目・3回目) ・ 1期追加	☐ 三種混合 (DPT)	1期初回 (1回目・2回目・3回目) ・ 1期追加	☐ ジフテリア・破傷風混合 (DT)	2期	☐ 日本脳炎	1期初回 (1回目・2回目) ・ 1期追加 ・ 2期
☐ 不活化ポリオ (IPV)	1期初回 (1回目・2回目・3回目) ・ 1期追加													
☐ B C G														
☐ 四種混合 (DPT-IPV)	1期初回 (1回目・2回目・3回目) ・ 1期追加													
☐ 三種混合 (DPT)	1期初回 (1回目・2回目・3回目) ・ 1期追加													
☐ ジフテリア・破傷風混合 (DT)	2期													
☐ 日本脳炎	1期初回 (1回目・2回目) ・ 1期追加 ・ 2期													

	☐ 麻しん風しん混合 (MR)	1期・2期
	☐ 麻しん	1期・2期
	☐ 風しん	1期・2期
	☐ 子宮頸がん予防 (HPV)	1回目・2回目・3回目
	☐ ヒブ (Hib)	初回 (1回目・2回目・3回目) ・ 追加
	☐ 小児用肺炎球菌感染症	初回 (1回目・2回目・3回目) ・ 追加
	☐ 水痘	1回目・2回目
	☐ B型肝炎	1回目・2回目・3回目
☐ 高齢者肺炎球菌感染症		
医療機関所在地 医療機関名 担当医師名		
備 考		

証明内容について、被接種者（または保護者）の同意のもと、草津市から問い合わせる場合があります。また、この証明内容は厚生労働省に報告します。

別添3-1

様式第3号（第4条、第5条関係）

年 月 日

様

草津市長

年度 長期療養を必要とする疾病による定期接種に関する特例措置可否決定通知書

年 月 日付けで申請のありました長期療養を必要とする疾病による定期接種に関する特例措置の利用の可否について、審査の結果次のとおり決定しましたので、通知します。

記

1 許可する

被接種者氏名	
予防接種の種類	
予防接種実施医療機関	

2 許可しない
(理由)

別添3-2

様式第8号（第4条、第5条関係）

年 月 日

様

草津市長

年度 長期療養を必要とする疾病による定期接種に関する特例措置可否決定通知書

年 月 日付けで申請のありました長期療養を必要とする疾病による定期接種に関する特例措置の利用の可否について、審査の結果次のとおり決定しましたので、通知します。

記

1 許可する

被接種者氏名	
予防接種の種類	
予防接種実施医療機関	

2 許可しない
(理由)

- 1 予防接種の接種済みの記録の写し
- 2 予防接種に係る領収書の写し
- 3 その他市長が必要と認めた書類

別添 6－2

様式第 3 号（第 1 2 条第 1 項関係）

草津市予防接種費助成金交付申請書

年 月 日

草津市長 宛

申請者 （保護者） 住所 _____

氏名 _____ 印 _____

年度草津市予防接種費助成金を交付されるよう申請します。

記

助成申請額	金 円
予防接種の種類	
被接種者住所	
被接種者氏名	
被接種者生年月日	年 月 日生
接種医療機関	
接種年月日	年 月 日

（添付書類）

- 1 予防接種の接種済みの記録の写し
- 2 予防接種に係る領収書の写し
- 3 その他市長が必要と認めた書類

別添 7－1

様式第 7 号（第 1 3 条関係）

第 号

年 月 日

様

草津市長 印

草津市予防接種費助成金交付可否決定通知書

年 月 日付けで助成の申請がありました 年度草津市予防接種費助成金の交付の可否について、審査の結果次のとおり決定しましたので、通知します。

記

- 1 交付する。
（助成金の額） 金 円
- 2 交付しない。
（理由）

別添 7－2

様式第 4 号（第 1 3 条関係）

第 号

年 月 日

様

草津市長 印

草津市予防接種費助成金交付可否決定通知書

年 月 日付けで助成の申請がありました 年度草津市予防接種費助成金の交付の可否について、審査の結果次のとおり決定しましたので、通知します。

記

- 1 交付する。
（助成金の額） 金 円
- 2 交付しない。
（理由）

別添 8－1

様式第 8 号（第 1 6 条関係）

第 号

年 月 日

草津市長 宛

申請者 住所 _____

氏名 _____ 印 _____

草津市予防接種費助成金交付請求書

年 月 日付け第 号で助成の決定の通知があった草津市予防接種費助成金を下記のとおり交付されるよう請求します。

記

金 円

支払希望金融機関	銀行 金庫 農協	本店・支店 出張所・代理店 その他（ ）
預 金 種 別	普通 ・ 当座	
口 座 番 号		
ふ り が な 口 座 名 義 人		

※口座番号は右詰めで記入してください

別添 8－2

様式第 5 号（第 1 6 条関係）

第 号

年 月 日

草津市長 宛

申請者 （保護者） 住所 _____

氏名 _____ 印 _____

草津市予防接種費助成金交付請求書

年 月 日付け第 号で助成の決定の通知があった草津市予防接種費助成金を下記のとおり交付されるよう請求します。

記

金 円

支払希望金融機関	銀行 金庫 農協	本店 支店 出張所
預 金 種 別	普通 ・ 当座	
口 座 番 号		
ふ り が な 口 座 名 義 人		

※口座番号は右詰めで記入してください

（令和 6 年 3 月 29 日 掲 示 済 み）

草津市告示第81号

草津市救急病院運営補助金交付要綱を次のとおり制定する。

令和6年3月29日

草津市長 橋 川 渉

草津市救急病院運営補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、救急医療の確保および地域医療の充実を図るため、救急医療を実施する病院（以下「救急病院」という。）に対し、予算の範囲内において草津市救急病院運営補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、草津市補助金等交付規則（昭和59年草津市規則第11号（以下「規則」という。））に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる市内の救急病院とする。

- (1) 公的病院等 特別交付税に関する省令（昭和51年自治省令第35号。以下「特別交付税省令」という。）第2条第1項第1号の表第45号に規定する公的病院であって、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第2条第1項の規定に基づき救急病院として滋賀県知事が告示した医療機関の設置者とする。
- (2) 私的病院 特別交付税省令第4条第1項第1号の表第37号に規定する医療機関であって、医療法（昭和23年法律第205号）第31条に規定する公的医療機関以外の医療機関の設置者とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、救急医療に係る事業とする。

(補助金交付額)

第4条 補助金の額は、次の各号に掲げる救急病院の区分に応じ当該各号に定める額とする。

- (1) 公的病院等 特別交付税省令第2条第1項第1号の表第45号第3号を準用する特別交付税省令第3条第1項第3号イの表第43号の規定により算定した額と当該年度の補助対象経費の支出額から救急医療で得た医業収益その他収入額を控除した額を比較して少ない方の額
- (2) 私的病院 特別交付税省令第5条第1項第3号イの表第30号の規定により算定した額（ただし、上限額を2,000万円）

2 公的病院等に対しては、前項の規定にかかわらず、

地方交付税法（昭和25年法律第211号）第15条第2項の規定により交付が決定された特別交付税の額（不採算地区公的病院等の助成に要する経費に係る部分に限る（以下「特別交付税決定額」という。）。）に2分の5を乗じた額が前項の規定により算出した補助金の額に満たない場合にあっては、補助金の額は、特別交付税決定額に2分の5を乗じた額とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする救急病院の設置者は、市長が別に定める日までに、規則第3条の補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書および収支計画書（当該年度ののものに限る。）
- (2) 専用病床配置図面および病床数が分かるもの
- (3) 当該年度および前年度の月別受入搬送数が分かるもの
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の実績報告)

第6条 補助対象者は、補助事業が完了したとき（補助事業を廃止したときを含む。）は、規則第13条の補助事業等実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書および収支報告書（当該年度ののものに限る。）
- (2) その他市長が必要と認める書類

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年3月29日から施行し、令和5年度に実施される補助事業について適用する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付決定を受けた補助事業については、同日後においても、なお効力を有する。

(令和6年3月29日揭示済み)

草津市告示第82号

草津市市民税の減免に関する取扱要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和6年3月29日

草津市長 橋 川 渉

草津市市民税の減免に関する取扱要綱の一部を改正する要綱

草津市市民税の減免に関する取扱要綱（平成8年草津市告示第178号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
草津市市民税の減免等に関する取扱要綱 （趣旨） 第1条 この要綱は、草津市税規則（平成3年草津市規則第11号。以下「規則」という。）第39条の規定による市民税の減免ならびに<u>森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号。以下「森林環境税法」という。）第11条および森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行令（令和4年政令第300号。以下「政令」という。）第3条から第7条までの規定による森林環境税の免除</u>について、適正な運営を図るため、必要な事項を定めるものとする。 第2条 ＜現行どおり＞ （対象とする所得の範囲） 第3条 次に掲げる臨時的な所得は、<u>減免および免除となる市民税および森林環境税の額</u>および算定に用いる総所得金額等から除くものとする。 （1）～（5） ＜現行どおり＞ 第4条～第10条 ＜現行どおり＞ （森林環境税の免除の取扱） <u>第11条</u> 森林環境税の免除の要件は森林環境税法第11条ならびに政令第5条、第6条及び第7条に規定するところによるものとし、免除の額は政令第4条に規定するところによるものとする。 2 前条に定めのないものについては、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行令第七条第一号及び第二号に規定する総務大臣が定める場合（令和4年総務省告示第310号）ならびに森林環境税の賦課徴収における市町村の事務に係る処理基準について（令和4年9月9日付け総税市第76号総務省自治税務局長通知）によるものとする。 <u>第12条</u> ＜現行どおり＞ （減免の通知） <u>第13条</u> 市長は、<u>減免および免除申請者</u>に審査の結果を速やかに通知するとともに、<u>減免および免除の申請</u>を却下するときはその理由を、<u>減免および免除</u>	草津市市民税の減免に関する取扱要綱 （趣旨） 第1条 この要綱は、草津市税規則（平成3年草津市規則第11号。以下「規則」という。）第39条の規定による市民税の減免について、適正な運営を図るため、必要な事項を定めるものとする。 第2条 ＜省略＞ （対象とする所得の範囲） 第3条 次に掲げる臨時的な所得は、<u>減免となる市民税の額</u>および算定に用いる総所得金額等から除くものとする。 （1）～（5） ＜省略＞ 第4条～第10条 ＜省略＞ ＜改正後に新設＞ <u>第11条</u> ＜省略＞ （減免の通知） <u>第12条</u> 市長は、<u>減免申請者</u>に審査の結果を速やかに通知するとともに、<u>減免の申請</u>を却下するときはその理由を、<u>減免の申請</u>を認めるときは決定後の税

改正後	改正前
の申請を認めるときは決定後の税額等を記載した<u>減免および免除</u>決定通知書を以て通知するものとする。 (減免の取消しまたは変更) 第14条 市長は、<u>減免および免除</u>措置を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その措置を取り消しまたは変更し、その旨を<u>減免および免除</u>決定変更通知書により当該納税義務者に通知するとともに、<u>減免および免除</u>により免れた当該市民税を当該納税義務者から徴収する。 (1) 資力の回復その他の事情の変化によって<u>減免および免除</u>が不適当となったとき。 (2) 偽りの申請その他不正の行為によって<u>減免および免除</u>の措置を受けたとき。 別表第1～別表第2 <現行どおり>	額等を記載した<u>減免</u>決定通知書を以て通知するものとする。 (減免の取消しまたは変更) 第13条 市長は、<u>減免</u>措置を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その措置を取り消しまたは変更し、その旨を<u>減免</u>決定変更通知書により当該納税義務者に通知するとともに、<u>減免</u>により免れた当該市民税を当該納税義務者から徴収する。 (1) 資力の回復その他の事情の変化によって<u>減免</u>が不適当となったとき。 (2) 偽りの申請その他不正の行為によって<u>減免</u>の措置を受けたとき。 別表第1～別表第2 <省略>

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の草津市市民税の減免等に関する取扱要綱の規定は令和6年度分以降の市民税および森林環境税に適用し、それ以前の減免申請については、なお従前の例による。

(令和6年3月29日揭示済み)

草津市告示第83号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45の3第1項の規定により次の者を介護予防・日常生活支援総合事業サービス事業者として指定したので、草津市介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防・生活支援サービス事業者の指定等に関する要綱（平成29年草津市告示第54号）第9条の規定に基づき告示する。

令和6年3月29日

草津市長 橋 川 渉

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および主たる事務所の所在地	代表者の氏名と住所	サービスの種類	指定年月日	事業所番号
おたすけやてんてん訪問介護事業所	滋賀県草津市片岡町559番地1	合同会社おたすけ家てんてん 滋賀県草津市片岡町559番地1	代表社員 片山佳世 滋賀県草津市片岡町559番地1	介護予防型訪問サービス	令和6年4月2日	2570601951

(令和6年3月29日揭示済み)